

# 国民健康保険請求の手引

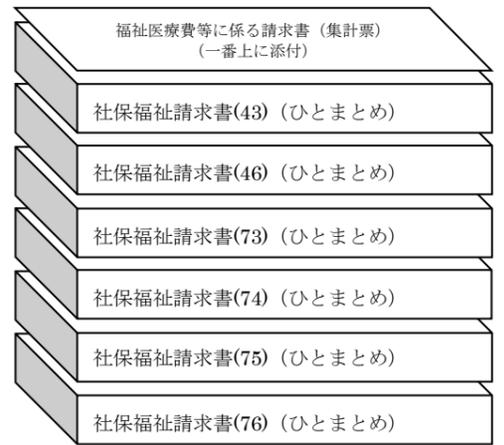
(調剤薬局)

令和7年4月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

	保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合	記号・番号 (核番)	1 オンライン請求について
市	高知市	390013	(直) (088) 823-9359	国保 7割		<p>○オンライン請求については、<b>毎月10日までに請求確定をしてください。</b> 5日～7日は8時～21時、8日～10日は8時～24時まで請求可能です。(土・日・祝日を含む。)なお、請求確定は内容を確認のうえ、1回で確定されるようご協力をお願いします。</p> <p>※毎月10日の24時時点で、未確定のレセプトデータは、システム側で自動的に請求確定を行います。「ASPあり」で送信した場合は、「請求確定(エラー分を除く)」で自動確定が行われ、<b>エラー分は全て請求件数に含まれません</b>のでご注意ください。</p> <p>○オンライン請求の調剤薬局は原則オンライン請求のみでの請求となり、<b>紙レセプトでの請求は認められません。</b>(紙レセプトで返戻したレセプトを除く)そのため、紙添付資料や症状詳記を紙で提出する場合であっても、レセプト本体はオンラインで請求してください。</p> <p>○オンライン請求の調剤薬局が通信障害等のやむを得ない事情により、臨時的に光ディスク等での請求をされる場合は、「光ディスク等送付書」、「請求命令附則第4条第5項による猶予届出書(様式第3号)」を併せてご提出ください。また紙レセプトで提出される場合は、「請求命令附則第4条第5項による猶予届出書(様式第3号)」を併せてご提出ください。</p> <p>○返戻レセプトの再請求については、<b>紙レセプトのみで返戻された場合のみ紙レセプトで再請求できます。</b>オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトは<b>オンラインで再請求してください。</b>なお、返戻レセプトデータのダウンロード可能な期間は<b>3か月</b>ですので、<b>必ず期間内にダウンロードしてください。</b> また、請求時と異なる審査支払機関に再請求が必要な場合(社保→国保等)は、オンラインでの再請求ができませんので、月遅れレセプトとして新規作成のうえ、<b>オンラインで請求してください。</b></p>
	室戸市	390021	(直) (0887) 22-5133			
	安芸市	390039	(直) (0887) 35-1002			
	南国市	390047	(直) (088) 880-6555			
	土佐市	390054	(直) (088) 852-7625			
	須崎市	390062	(直) (0889) 42-1355			
	土佐清水市	390088	(直) (0880) 82-1108			
	宿毛市	390096	(直) (0880) 62-1233			
	四万十市	390104	(直) (0880) 34-1114			
	香南市	390112	(直) (0887) 57-8506			
	香美市	390120	(直) (0887) 53-3115			
	郡	東洋町	390203			
奈半利町		390211	(直) (0887) 38-8181			
田野町		390229	(直) (0887) 38-2812			
安田町		390237	(直) (0887) 38-6712			
北川村		390245	(直) (0887) 32-1214			
馬路村		390252	(直) (0887) 44-2112			
芸西村		390260	(直) (0887) 33-2112			
大川村		390419	(代) (0887) 84-2211			
土佐町		390427	(直) (0887) 82-1110			
本山町		390500	(直) (0887) 76-2115			
大豊町		390518	(代) (0887) 72-0450			
佐川町		390708	(直) (0889) 22-7706			
越知町	390716	(直) (0889) 26-1115				
中土佐町	390724	(直) (0889) 52-2213				
日高村	390740	(直) (0889) 24-5001				
橋原町	390799	(直) (0889) 65-1170				
大月町	390831	(直) (0880) 73-1113				
三原村	390864	(直) (0880) 46-2111				
いの町	391003	(直) (088) 893-1117				
津野町	391011	(直) (0889) 55-2314				
仁淀川町	391029	(直) (0889) 35-1080				
四万十町	391037	(直) (0880) 22-3117				
黒潮町	391045	(直) (0880) 43-2800				
組合	医師国保	393025	(直) (088) 824-8808	上記と同様		<p>4 特別療養費レセプトの取扱いについて</p> <p>特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ<b>特別療養費</b>と朱書きし、県内分・県外分にかかわらず上記「3」のレセプトとは別綴りで提出してください。(請求書への集計は不要です。) ※<b>電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。</b> ※「被保険者資格証明書」、「オンライン資格確認」、「特別療養費の対象者である旨が記載された資格確認書」等から特別療養費の対象者であることを確認してください。</p> <p>5 福祉医療費請求書の編綴と集計方法について</p> <p><b>編綴方法</b> 請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書は、<b>法別番号毎にまとめて</b>ください。</p> <p><b>請求書(集計票)記載方法</b> <b>法別番号毎に集計</b>し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。</p> <p>◎法別番号(43)・(46)・(73)・(74)・(75)・(76)の高知市分は公費併用レセプトとして支払基金へ提出してください。</p> <p>お問い合わせは <b>業務課業務係 (088)820-8407</b> までお願いします。</p> <p>6 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について</p> <p>交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「<b>10・第三</b>」を記載し、摘要欄に<b>事故対象点数</b>を記載してください。</p> <p>お問い合わせは <b>業務課求償係 (088)820-8421</b> までお願いします。</p>
全国土木	133033	(03) 5210-4384				
中央建設	133264	(03) 6709-2929				
全国建設工事業	133298	(03) 5652-7001				
全国歯科	093013	(088) 823-7369				
中四国薬剤師	333039	(086) 231-1738				
建設連合	233064	(03) 3504-1241				
全国左官	133231	(03) 3269-4778				
全国板金	133280	(03) 3453-8464				
<p><b>調剤報酬明細書(レセプト)等受付締切日</b></p> <p>○直接持参分、郵送分とも調剤報酬明細書(レセプト)・福祉医療費請求書等の<b>受付締切日は、毎月10日(17時必着)</b>です。 ※10日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で9時から17時まで受付します。 ※<b>受付締切日は厳守してください。</b></p> <p><b>請求の取り下げの締切等について</b></p> <p>○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で<b>毎月20日(県外分は17日※ただし、令和7年12月は15日、令和8年2月は16日)まで</b>依頼が可能です。 ○過去分: 再審査等請求書を提出してください。<b>※オンラインでの提出も可能です。</b></p>						



〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第4係 (088)820-8404

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

# 後期高齢者医療請求の手引

(調剤薬局)

令和7年4月現在

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号	
市	高知市	39392014	(直) (088) 823-9380	7割	8桁の数字	<b>1 オンライン請求について</b> ○オンライン請求については、 <b>毎月10日までに請求確定をしてください。</b> 5日～7日は8時～21時、8日～10日は8時～24時まで請求可能です。(土・日・祝日を含む。)なお、請求確定は内容を確認のうえ、1回で確定されるようご協力をお願いします。 ※毎月10日の24時時点で、未確定のレセプトデータは、システム側で自動的に請求確定を行います。「ASPあり」で送信した場合は、「請求確定(エラー分を除く)」で自動確定が行われ、 <b>エラー分は全て請求件数に含まれません</b> のでご注意ください。 ○オンライン請求の調剤薬局は原則オンライン請求のみでの請求となり、 <b>紙レセプトでの請求は認められません。</b> (紙レセプトで返戻したレセプトを除く)そのため、紙添付資料や症状詳記を紙で提出する場合であっても、レセプト本体はオンラインで請求してください。 ○オンライン請求の調剤薬局が通信障害等のやむを得ない事情により、臨時的に光ディスク等での請求をされる場合は、「光ディスク等送付書」、「請求命令附則第4条第5項による猶予届出書(様式第3号)」を併せてご提出ください。また紙レセプトで提出される場合は、「請求命令附則第4条第5項による猶予届出書(様式第3号)」を併せてご提出ください。 ○返戻レセプトの再請求については、紙レセプトのみで返戻された場合のみ紙レセプトで再請求できます。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトは <b>オンラインで再請求してください。</b> なお、返戻レセプトデータのダウンロード可能な期間は <b>3か月</b> ですので、 <b>必ず期間内にダウンロードしてください。</b> また、請求時と異なる審査支払機関に再請求が必要な場合(社保一國保等)は、オンラインでの再請求ができませんので、月遅れレセプトとして新規作成のうえ、オンラインで請求してください。
	室戸市	39392022	(直) (0887) 22-5133			
	安芸市	39392030	(直) (0887) 35-1002			
	南国市	39392048	(直) (088) 880-6556			
	土佐市	39392055	(直) (088) 852-7636			
	須崎市	39392063	(直) (0889) 42-1355			
	宿毛市	39392089	(直) (0880) 62-1233			
	土佐清水市	39392097	(直) (0880) 82-1108			
	四万十市	39392105	(直) (0880) 34-1114			
	香南市	39392113	(直) (0887) 57-8506			
香美市	39392121	(直) (0887) 53-3115				
郡	東洋町	39393012	(直) (0887) 29-3394	8割	9割	<b>2 光ディスク等での請求について</b> ○「光ディスク等送付書」を添付のうえ、ご提出ください。 <b>3 紙レセプト請求について</b> ○保険者番号毎に請求書を作成し、給付割合毎に集計してください。(下図参照) ○ <b>県外分と県内分が混在しないよう別まとめにしてください。</b> ○県内分は公費分点数の集計及び記載は不要です。 <b>県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。</b> なお県内保険者であっても、 <b>県外の公費併用分(法別19、62、66を除く)については県外分扱い</b> となります。 ○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。ただし、 <b>薬局コードが異なる場合はコード別に請求書が必要です。</b> ○請求書は後期高齢者医療用を使用してください。※旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。
	奈半利町	39393020	(直) (0887) 38-8181			
	田野町	39393038	(直) (0887) 38-2812			
	安田町	39393046	(直) (0887) 38-6712			
	北川村	39393053	(直) (0887) 32-1214			
	馬路村	39393061	(直) (0887) 44-2112			
	芸西村	39393079	(直) (0887) 33-2112			
	本山町	39393418	(直) (0887) 76-2115			
	大豊町	39393442	(代) (0887) 72-0450			
	土佐町	39393632	(直) (0887) 82-1110			
	大川村	39393640	(代) (0887) 84-2211			
	いの町	39393863	(直) (088) 893-1117			
	仁淀川町	39393871	(直) (0889) 35-1080			
	中土佐町	39394010	(直) (0889) 52-2213			
	佐川町	39394028	(直) (0889) 22-7706			
	越知町	39394036	(直) (0889) 26-1115			
	栲原町	39394051	(直) (0889) 65-1170			
	日高村	39394101	(直) (0889) 24-5001			
	津野町	39394119	(直) (0889) 55-2314			
	四万十町	39394127	(直) (0880) 22-3117			
大月町	39394242	(直) (0880) 73-1113				
三原村	39394275	(直) (0880) 46-2111				
黒潮町	39394283	(直) (0880) 43-2800				
<b>高知県後期高齢者医療広域連合</b> 電話 (088) 821-4526 [資格] / (088) 821-4896 [給付] FAX (088) 821-4518						
<b>6 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について</b> 交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」を記載し、摘要欄に <b>事故対象点数</b> を記載してください。 お問い合わせは <b>業務課求償係 (088) 820-8421</b> までお願いします。						
○ 調剤報酬明細書(レセプト)受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。 ○ 国保分と後期高齢者医療分は別々にまとめて提出してください。						

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに高知県後期高齢者医療広域連合にご連絡ください。



※保険者番号毎で本人家族欄の区分順(上図のとおり)にレセプトをまとめてください。  
 こよりで綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。  
 ※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、ホッチキスで留めてください。

**4 請求の取り下げについて**  
 ○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で**毎月20日(県外分は17日※ただし、令和7年12月は15日、令和8年2月は16日)まで**依頼が可能です。  
 ○過去分: 再審査等請求書を提出してください。※オンラインでの提出も可能です。

**5 特別療養費レセプトの取扱いについて**  
 特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ**特別療養費**と朱書きし、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴りで提出してください。(請求書への集計は不要です。)  
**※電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。**  
**※「被保険者資格証明書」、「オンライン資格確認」、「特別療養費の対象者である旨が記載された資格確認書」等から特別療養費の対象者であることを確認してください。**

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

## 高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第4係 (088) 820-8404  
 ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>